

山陰教区災害見舞金給付基準

災害見舞金給付基準条例第2条(宗派)				山陰教区災害見舞金給付基準	
被災原因	被災程度	対象物件	給付額	給付額	
火災	全焼	本堂	1,000万円	50万円	
		庫裏	500万円	25万円	
		附属建物	100万円	10万円	
		門徒宅	—	2万円	
	半焼	本堂	700万円	25万円	
		庫裏	350万円	13万円	
		附属建物	70万円	5万円	
		門徒宅	—	1万円	
	一部焼失	本堂	50万円	3万円	
		庫裏	25万円	2万円	
		附属建物	10万円	1万円	
		門徒宅	—	0.5万円	
	対人	死亡	—	1万円	
風害 水害 雪害	全壊	本堂	700万円	50万円	
		庫裏	350万円	25万円	
		附属建物	70万円	10万円	
		門徒宅	—	2万円	
	大規模半壊	本堂	560万円	30万円	
		庫裏	280万円	15万円	
		附属建物	56万円	5万円	
		門徒宅	—	2万円	
	中規模半壊	本堂	420万円	20万円	
		庫裏	210万円	10万円	
		附属建物	42万円	3万円	
		門徒宅	—	1万円	
	半壊	本堂	350万円	10万円	
		庫裏	175万円	5万円	
		附属建物	35万円	2万円	
		門徒宅	—	1万円	
	準半壊 準半壊に至らない(一部 損壊)	本堂	10万円	1万円	
		庫裏	5万円	1万円	
		附属建物	2万円	0.5万円	
		門徒宅	—	0.5万円	
対人	死亡	—	1万円		

地震 噴火 津波 (これらを起因とした火災を含む)	全壊 (全焼)	本堂	700万円	50万円
		庫裏	350万円	25万円
		附属建物	70万円	10万円
		門徒宅	—	2万円
	大規模半壊	本堂	560万円	30万円
		庫裏	280万円	15万円
		附属建物	56万円	5万円
		門徒宅	—	2万円
	中規模半壊	本堂	420万円	20万円
		庫裏	210万円	10万円
		附属建物	42万円	3万円
		門徒宅	—	1万円
	半壊 (半焼)	本堂	350万円	10万円
		庫裏	175万円	5万円
		附属建物	35万円	2万円
		門徒宅	—	1万円
	準半壊 準半壊に至らない(一部損壊) (一部焼失)	本堂	10万円	1万円
庫裏		5万円	1万円	
附属建物		2万円	0.5万円	
門徒宅		—	0.5万円	
対人	死亡	—	1万円	

※門徒宅への給付対象は建物のみ(主に住宅)とし、圃場等はこのぞく。

※2009(平成21)年8月5日付にて制定

※2010(平成22)年8月25日付改正

※2013(平成25)年9月26日付改正

※この基準は、山陰教区災害対策委員会の議決を得た日、2016(平成28)年10月26日より改正する。

※平成28年10月に発生した「鳥取県中部を震源とする地震」により被災した寺院、門徒に対しては、上記改正後の規定を適用するものとする。

※この基準は、山陰教区災害対策委員会の議決を得た日、2017(平成29)年7月26日より改正する。

※この基準は、山陰教区災害対策委員会の議決を得た日、2018(平成30)年7月18日より改正する。

※平成30年4月に発生した「島根県西部地震」により被災した寺院、門徒に対しては、上記改正後の規定を適用するものとする。

※平成30年7月に発生した「平成30年7月豪雨」により被災した寺院、門徒に対しては、上記改正後の規定を適用するものとする。

※山陰教区内災害(激甚災害でない場合)に他教区から災害見舞金が送られた場合、後日その教区に災害が発生したときは、送金された金額に相当する額を送金することを基本とする。但し、金額については、山陰教区災害対策委員会に諮って決める。

※この基準は、山陰教区災害対策委員会の議決を得た日、2022(令和4)年10月20日より改正する。

【参考】〔宗派・災害見舞金給付条例第4条(建物の範囲)〕

建物区分	範囲
本堂	本堂を構築する柱類、欄間その他本堂建物と一体とみなされる固定物 (例示)須弥壇、脇壇、余間壇、香房、卷障子、襖、廊下など内陣、外陣ともに本堂建築物としての機能を維持する物体を含む。ただし、礼拝の対象となる有体物、仏具類、荘厳用物品その他の動産的物品は除く。
庫裏	本堂および附属建物を除き、その名称を問わず、僧侶、寺族などが居住し、または門信徒の教化、接待、集会所などとなる建物をいう。 (例示)集会所、寺務所、教務所、書院、客殿、講師部屋、門信徒会館、礼拝堂などを含む。
附属建物	本堂、庫裏を除き、境内地(飛地境内地を含む。)にある建物をいう。 (例示)納骨堂、山門、経蔵、土蔵、鐘楼、法・宝物殿、厨房、廊下その他本堂、庫裏と一体になっていない建物などを含む。

【参考】〔宗派・災害見舞金給付基準内規判定基準〕

被災程度	判定基準
全焼・全壊	建物の基本的機能を喪失し、全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。または、損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。
大規模半壊	建物が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ再使用が困難なもの。
中規模半壊	建物が半壊し、壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ再使用が困難なもの。
半焼・半壊	建物の基本的機能の一部を喪失し、損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもの。
準半壊	建物が半壊または半焼に準ずる程度のもの。
一部焼失	半焼にいたらない程度のもの。
準半壊に至らない(一部損壊)	準半壊にいたらない程度のもの。